

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葉山町条例第20号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和6年9月4日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定に基づき、個人番号利用事務である医療費助成事務において利用することができる特定個人情報を追加するため、所要の改正を提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年葉山町
条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に、同条第3号中「第2
条第12項」を「第2条第13項」に、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第
15項」に改める。

別表第2中

「

町長	葉山町心身障害者医 療費助成規則による 心身障害者医療費助 成に関する事務であ って規則で定めるも の	地方税に関する情報であって規 則で定めるもの
		障害者に関する情報であって規 則で定めるもの
		子どもの医療費の助成に関する 情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等の医療費の助成 に関する情報であって規則で定 めるもの

を

」

「

町長	葉山町心身障害者医療費助成規則による	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
	心身障害者医療費助成に関する事務であ	障害者に関する情報であって規則で定めるもの
	って規則で定めるもの	子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
	の	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの

に、

」

「

町長	葉山町子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
	事務であって規則で	障害者に関する情報であって規則で定めるもの
	定めるもの	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

を

」

「

町長	葉山町子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの

に、

」

「

町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

を

」

「

町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
	規則によるひとり親家庭等の医療費の助成に	障害者に関する情報であって規則で定めるもの
	関する事務であって規則で定めるもの	子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号の政令で定める日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例

1 趣 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定に基づき、個人番号利用事務である医療費助成事務において利用することができる特定個人情報を追加するため、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

(1) 次の医療費助成事務において情報連携が可能となる特定個人情報に、「医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの」を加えることとした。

ア 心身障害者医療費助成に関する事務

イ 子どもの医療費の助成に関する事務

ウ ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務

(2) 引用している項番号の項ずれを改めることとした。

3 施行期日

この条例は、令和 6 年 10 月 1 日から施行することとした。ただし、項番号の項ずれに関する改正規定については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号の政令で定める日から施行することとした。

葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
<p>○葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年10月14日条例第20号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p>			<p>○葉山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年10月14日条例第20号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p>		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
町長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの	町長	災害対策基本法による避難行動要支援者名簿の作成等に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者に関する情報であって規則で定めるもの			障害者に関する情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		
町長	神奈川県在宅重度障	地方税に関する情報であって規	町長	神奈川県在宅重度障	地方税に関する情報であって規

改正後			改正前		
	害者等手当支給条例による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	則で定めるもの 介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの		害者等手当支給条例による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	則で定めるもの 介護保険給付等に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの
町長	葉山町心身障害者医療費助成規則による心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの 子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの <u>医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの</u>	町長	葉山町心身障害者医療費助成規則による心身障害者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの 子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの (新設)
町長	葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による重度障害者住宅設備改造の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの	町長	葉山町重度障害者住宅設備改造に関する助成要綱による重度障害者住宅設備改造の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの 障害者に関する情報であって規則で定めるもの

改正後			改正前		
町長	葉山町子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの	町長	葉山町子どもの医療費の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者に関する情報であって規則で定めるもの			障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの			ひとり親家庭等の医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		<u>医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの</u>			<u>(新設)</u>
町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの	町長	葉山町ひとり親家庭等の医療費助成に関する規則によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者に関する情報であって規則で定めるもの			障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの			子どもの医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
		<u>医療保険給付に関する情報であって規則で定めるもの</u>			<u>(新設)</u>

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号の政令で定める日から施行する。